

平成30年度「知事と市町長の1対1対談」(いなべ市) 概要

- 1 対談市町名 いなべ市(日沖靖 いなべ市長)
ひおき やすし
- 2 対談日時 平成30年7月3日(火) 13:00~14:00
- 3 対談場所 篠立きこ園(いなべ市藤原町篠立3390番地115)
- 4 対談項目 ジビエ及び農と福祉の活性化について
- 5 対談概要

ジビエ及び農と福祉の活性化について

○ジビエ工房

(いなべ市長)

いなべ市では、猿・猪・鹿の獣害が多くなってきています。獣害対策としてジビエ肉を流通させたいと考えており、三重県からも「みえジビエ」としてアドバイスなど協力をいただいているところです。

マーケットの支えがないと、ジビエ流通の活性化は、なかなか進みません。社会全体としてジビエ肉を受け入れる素地をつくるような取組を進め、生業として成り立つようにしていけば、それが獣害対策にもつながると思っています。

今後は、ジビエ工房が実際の生業として成り立つよう、市としてPRなどバックアップする必要があると考えていますので、県にも引き続きジビエ流通の活性化、バックアップをお願いいたします。

(知事)

三重県では、「みえジビエ」の商標登録、「みえジビエ品質・衛生管理マニュアル」の作成、「みえジビエ登録制度」の創設、そして登録メンバーによる協議会をつくってきました。

全県にジビエをもっと広げていくためには、解体処理施設の存在が大変重要です。解体処理を質高くできることが、次の販路につながっていきますので、県全体でのジビエの振興という観点で非常によい施設を造っていただいたと思います。

全国17カ所の国のジビエ利用モデル地区に三重県が選定され、その取組主体であるコンソーシアムの中には食品卸の方やいろんな店舗の方がみえます。コンソーシアムでの販路の拡大や、フェアの開催、メディアを通じたPR活動などに積極的に取り組んでいきたいと考えています。

また、人材も大事ですので「みえジビエ登録制度」について、知識と技術を持った人材も登録していく制度に拡充して始めていきたいと思っています。

こういった人材の登録やPR活動などで、さらにジビエの販路拡大を盛り上

げていきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

○篠立きのご園・いなべ市立田農園

(いなべ市長)

障がい者雇用について、生きがいや働き甲斐をどのように実現していくかは大きな課題です。また、名古屋市場を見据えてスイーツのトッピングなど新しい農業を始めているのですが、どこまでいけるのか分からないものです。

マーケットの支えや県普及員によるご指導など、いろんな形でのサポートをお願いいたします。

また、農業は、温度などの気象や病害虫などいろいろな変動要因があり難しいものですが、篤農家は自分の経験に応じてすばらしい農業をされています。

今はITの時代ですので、ハウスの温度などITで管理できる部分はITでサポートしたうえで、障がい者の方に働いてもらおうといったことも、必要な時がくるのではないかと考えます。

しかし、そういうものを導入する資金も指導者体制も必要です。経営感覚のある人材をいかに三重県で育てられるかというのが大きな課題と思っています。

(知事)

どのようにマーケットへ出して、買っていただくか、また、それによって働いている障がい者の方の自立や社会参画を、どのようにしやすくしていくかが大きな課題と認識しています。

農福連携全国都道府県ネットワークでも全国的にマルシェへ参画して、よい商品だと言って買ってもらうような取組を進めたり、このような取組について企業の皆さまの認知度を高めるような働きかけなども進めていこうと思っています。

あわせて、農業ジョブトレーナーを育成し、事業所や作業所に対して、仕事の切り分けとか一人ひとりの障がい者の方の特性に合わせた仕事のやり方についての支援などをやっていきたいと思っています。また、特別支援学校において農福連携を進めることで、進路として農業があるということを教職員や保護者の皆さんにご理解いただき、特別支援学校から農業関係に就職する人材がたくさん生まれてくるとよいと考えています。

農福連携については、市で協議会などを作っている事例もありますので、いなべ市においても地域単位の協議会なども作っていただきながら、さらに盛り上げていただけるとありがたいと思っています。

マーケットにおいても、例えば皮の柔らかい農産物について、それに見合うマーケットというのはどういうものなのか、それを運ぶ技術をどうするのかな

ど、県でいろいろな技術支援などもしっかりしていきたいと思います。

いなべ市では、貸農園など都市との交流のための施策や取組などについて、モデル的に上手に進められていますので、いなべ市の取組を宣伝するとともに、県内においていなべ市の事例を共有していきたいと思います。

○クマ対策について

(いなべ市長)

これまでクマが2回誤捕獲されました。誤捕獲されたクマは、誤捕獲された市町内で集落から2km以上離れたところで、地元の下承を得て放獣するということですが、山の稜線が近く県境域で山が浅いため、地元の了解を得るのはまづ不可能です。

制度や環境省などいろいろな関係や問題もあろうかと思いますが、地元の了解を得て放獣するということが困難であることを十分認識していただき、住民の不安を解決できるような対応をお願いいたします。

(知事)

地元の皆さんにご不安をお掛けしたこと、大変申し訳なく思っております。

3年前に作成した「三重県ツキノワグマ出没等マニュアル」について、地域の実情を踏まえて実効性があるよう見直しを進めており、7月末までに暫定版として取りまとめ、8月中旬までに確定版としたいと考えています。

このマニュアルは、出没時の対処方法、誤捕獲の未然防止の徹底、誤捕獲時の安全確保の適正措置の実施、生態等の理解促進の4つの柱があります。

出没時の対処方法については、ゾーニングをきちんと行い、ゾーン別の対策を明記したいと思っています。

誤捕獲時の安全確保の適正措置については、原則放獣ではありますが、放獣に向けた作業実施過程において安全確保に万全を期すことが困難な場合や、住居や生活道路付近など、人身被害発生の危険性が高い場所で誤捕獲された場合は、市町と県で協議をして有害鳥獣捕獲許可を得て殺処分を含めた対応を検討できるようなことも明記したいと考えております。

住民の皆さんに大変ご不安をお掛けしたこと、県としても大変責任を感じておりますのでしっかり協議をして実効性のあるマニュアルの見直しをしていきたいと思っています。